【資料2】

国内動向報告（AI法等）

2025年12月2日
（AI法）内閣府
（その他）AIガバナンス検討会　事務局

人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律
（内閣府）

人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律（AI法）の概要

（2025年5月28日成立、6月4日公布・一部施行、9月1日全面施行）

法律の必要性	**日本のAI開発・活用は遅れている。**	**多くの国民がAIに対して不安。**
	イノベーションを促進しつつ、リスクに対応するため、既存の刑法や個別の業法等に加え、新たな法律が必要。	
法律の概要	**目的**	**国民生活**の向上、**国民経済**の発展
	基本理念	経済社会及び**安全保障上重要** ➡ 研究開発力の保持、**国際競争力**の向上 基礎研究から活用まで総合的・計画的に推進 **適正な研究開発・活用**のため**透明性**の確保等　　**国際協力において主導的役割**
	AI戦略本部	**本部長：内閣総理大臣　構成員：全ての国務大臣** 関係行政機関等に対して必要な協力を求める
	AI基本計画	研究開発・活用の推進のために**政府が実施すべき施策の基本的な方針**等
	基本的施策	**研究開発**の推進、**施設等の整備・共用**の促進　　**人材確保、教育振興** **国際的な規範策定**への参画　　**適正性**のための**国際規範に即した指針**の整備 **情報収集**、権利利益を侵害する**事案の分析・対策検討、調査** **事業者等への指導・助言・情報提供**
	責務	国、地方公共団体、研究開発機関、事業者、国民の責務、関係者間の連携強化 **事業者は国等の施策に協力しなければならない**
	附則	**見直し規定**（必要な場合は所要の措置）
世界のモデルとなる法制度を構築	**国際指針に則り、イノベーション促進とリスク対応を両立。最もAIを開発・活用しやすい国へ。**	

人工知能戦略専門調査会　委員一覧（敬称略）

	生貝直人	一橋大学大学院法学研究科 教授
	伊藤　錬	Sakana AI共同創業者 COO
	江間有沙	東京大学国際高等研究所東京カレッジ 准教授
	岡田　淳	森・濱田松本法律事務所外国法共同事業 パートナー弁護士
	岡田陽介	株式会社ABEJA 代表取締役CEO
	川原圭博	東京大学大学院工学系研究科 教授
	北野宏明	ソニーグループ株式会社 チーフテクノロジーフェロー
	佐渡島庸平	株式会社コルク 代表取締役社長
	田中邦裕	さくらインターネット株式会社 代表取締役社長
	永沼美保	日本電気株式会社CDO Office主席プロフェッショナル
	原山優子	Global Partnership on AI （GPAI）東京専門家支援センター長
	福岡真之介	西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 パートナー弁護士
座長	松尾　豊	東京大学大学院工学系研究科 教授
	村上明子	独立行政法人情報処理推進機構ＡＩセーフティー・インスティテュート所長
	森　正弥	博報堂ＤＹホールディングス執行役員 Chief AI Officer
	山口真一	国際大学グローバル・コミュニケーション・センター准教授

日本の置かれた現状

- 米国・中国のみならず、グローバルサウスを含めた**世界各国がＡＩ開発競争に名乗り**。
- **日本ではＡＩの利活用が十分に進んでおらず、ＡＩ関連の投資も停滞**。
- 「ＡＩを使わない」ことが最大のリスクであり、**日本のＡＩ投資・利活用の推進は急務**。

生成ＡＩの利活用状況の変化

2023年

●個人の生成ＡＩサービス利用経験

中国(56.3%)　米国(46.3%)
ドイツ(34.6%)　**日本(9.1%)**

●企業における業務での生成ＡＩ利用率

米国(84.7%)　中国(84.4%)
ドイツ(72.7%)　**日本(46.8%)**

2024年

●個人の生成ＡＩサービス利用経験

中国(81.2%)　米国(68.8%)
ドイツ(59.2%)　**日本(26.7%)**

●企業における業務での生成ＡＩ利用率

米国(90.6%)　中国(95.8%)
ドイツ(90.3%)　**日本(55.2%)**

ＡＩへの民間投資額の変化

2023年

1位　：米国(約672億ドル)
2位　：中国(約78億ドル)
3位　：英国(約38億ドル)
～
9位　：韓国(約14億ドル)
～
12位：日本(約7億ドル)
13位　：アラブ首長国連邦(約4億ドル)

2024年

1位　：米国(約1091億ドル)
2位　：中国(約93億ドル)
3位　：英国(約45億ドル)
～
8位　：アラブ首長国連邦(約18億ドル)
～
11位　：韓国(約13億ドル)
～
14位：日本(約9億ドル)

世界で最もＡＩを開発・活用しやすい国に向けて

- ＡＩ利活用で、日本の長年の課題である、**人口減少**、国内への**投資不足**、**賃金停滞**を解決。健康・医療、防災を含む**安全・安心な国民生活**、平和と**安全保障**を実現。
- 日本のＡＩ産業を振興することで、日本社会の持つ**潜在力の発揮を実現**、**デジタル赤字抑止**に貢献し、**国外市場への展開**も期待。
- 技術進歩に伴い変動する**リスクに適時適切**に対応し、**人間中心のＡＩを堅持**。
- **ＡＩを基軸として、新たな経済発展と安全・安心な社会を構築**。

主なメリット：自律的に業務を実行する「ＡＩエージェント」、現実世界でロボット等を動かす「フィジカルＡＩ」、といった近時の技術進歩で、多様な可能性が広がる

- **効率化・生産性向上**（自動化、最適化）
- **新事業・新市場創造**（創薬、新素材）
- **社会課題解決**（農業、医療、介護）
- **包摂的成長**（中小企業、公共サービス高度化）
- **生活の質の向上**（病気の早期発見、自動運転）

イノベーション促進

イノベーションの促進とリスク対応の両立

リスク対応

主なリスク：ＡＩの開発・利用の進展で、誤判断、ハルシネーション、サイバーセキュリティといったＡＩの有する技術的リスクから「人との協働」に関する社会的リスクへ拡大

- **差別・偏見の助長**
- **過度の依存**
- **プライバシー・財産権の侵害**
- **偽・誤情報の拡散犯罪への利用**
- **雇用・経済不安**

ＡＩ基本計画骨子：全体構成

第１章　基本構想　～「世界で最もＡＩを開発・活用しやすい国」を目指して～

今こそ「反転攻勢」の好機、ＡＩを軸とした経済社会を構築する国家戦略を策定

人とＡＩが協働する「人間中心のＡＩ社会原則」を堅持、イノベーション促進とリスク対応を両立

第２章　施策についての基本的な方針

3原則：イノベーション促進とリスク対応の両立、PDCAとアジャイル対応、内外一体の政策展開

4方針：ＡＩを使う、ＡＩを創る、ＡＩの信頼性を高める、ＡＩと協働する

第３章　政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策：4方針に基づく施策集

第１節：ＡＩ利活用の加速的推進：政府で、あるいは社会課題解決のため、まず「使ってみる」

第２節：ＡＩ開発力の戦略的強化：信頼できるＡＩエコシステムを国内で構築、海外にも展開

第３節：ＡＩガバナンスの主導：PDCAサイクルを絶えず回し適正性を確保、国際協調も主導

第４節：ＡＩ社会に向けた継続的変革：産業、雇用、社会への影響を能動的に検証・対応

第４章　施策を政府が総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

推進体制の構築（例：規制改革推進室、デジタル庁などとの連携）、基本計画は当面毎年変更

➡ 2025年 年内目途　　ＡＩ戦略本部会合への報告、閣議決定

ＡＩ法に基づく適正性確保に関する指針骨子概要

国際的な規範やその基礎として我が国が先んじて策定した「人間中心のＡＩ社会原則」を踏まえ、ＡＩの研究開発・活用における**適正性確保の考え方、適正性確保のための基本方針**を提示。その上で、**主体別に特に配慮すべき事項**を整理した形で構成。

【指針骨子 全体構成】

1　適正性確保に関する基本的な考え方

●適正性確保の考え方

人間中心	プライバシー保護	セキュリティ確保	公正競争確保
公平性、安全性	透明性、アカウンタビリティ	リテラシー	イノベーション

●適正性確保のための基本方針

リスクベースでのアプローチ	アジャイルな対応
ステークホルダーの積極的な関与	一気通貫でのＡＩガバナンスの構築

2　研究開発機関及び活用事業者が特に配慮すべき事項

✓透明性の確保と誠実なアカウンタビリティ　✓徹底した安全性確保　✓持続可能なイノベーションの実現

3　国民が特に配慮すべき事項

✓能動的なリテラシーの習得・応用

4　国及び地方公共団体が特に配慮すべき事項

✓イノベーションの強力な推進　✓社会全体におけるＡＩリテラシーの向上　✓行政としてのアカウンタビリティ

その他

AIセキュリティ分科会

背景・目的

- 生成AIの社会実装が急速に進む中、AIのセキュリティ確保が重要な課題となっており、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和７年6月13日閣議決定）では、総務省が、今年度末までに、生成AIとセキュリティのガイドラインを策定・公表することとされている。
- また、AIの安全安心な活用促進については、「AI事業者ガイドライン」（総務省・経済産業省）において「セキュリティ確保」が共通指針の一つに位置付けられ、これを踏まえ、関係省庁・関係機関により構成される「AIセーフティインスティテュート(AISI)」※が、AIに対する脅威の特定等を行っている。
- 本分科会は、このような状況を踏まえ、「サイバーセキュリティタスクフォース」の下に開催される会合として、AIに対する脅威への技術的対策について検討を行う。

※　AIの安全安心な活用が促進されるよう 官民の取組を支援する機関。統合イノベーション戦略2024に基づきIPAに設置。

主な検討事項

- AI開発者及び提供者における、AIに対する脅威への技術的対策の在り方
- 上記対策の普及啓発の在り方

構成員（敬称略・50音順）

秋山　満昭	NTT株式会社　社会情報研究所　上席特別研究員
新井　悠	株式会社NTTデータグループ　技術革新統括本部 品質保証部情報セキュリティ推進室 NTTデータCERT担当 エグゼクティブ・セキュリティ・アナリスト
石川　朝久	東京海上ホールディングス株式会社 IT企画部サイバーセキュリティグループ Distinguished Cyber Security Architect
篠田　佳奈	株式会社BLUE　代表取締役
高橋　健志	国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT） サイバーセキュリティ研究所 AIセキュリティ研究センター　研究センター長
披田野　清良	株式会社KDDI総合研究所　セキュリティ部門　エキスパート
福田　昌昭	株式会社Preferred Networks　VPoE 兼 技術企画本部長
北條　孝佳	西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 パートナー弁護士
森　達哉	早稲田大学　理工学術院　教授（主査）
綿岡　晃輝	SB Intuitions 株式会社 R&D本部 Data&Safety 部 Responsible AI チームチームリーダー/Chief Research Engineer

オブザーバ：国家サイバー統括室、内閣府、デジタル庁、経済産業省、AISI

スケジュール

令和７年９月	第１回分科会（以降、月１回程度の開催を想定）
令和７年12月頃	分科会とりまとめ
令和７年度内	総務省ガイドラインの公表

自治体におけるAIの利用に関するワーキンググループ報告書（概要）

○ 人口減少下において、自治体における人手不足等の資源制約が深刻化する中で、持続可能な形で行政サービスを提供する観点から、自治体の業務効率化や行政の質の向上のための自治体におけるAI＊1の利用に関し、具体的な利用の方策や留意事項等について幅広く議論を行った。

＊1：本WG報告書では、「AI」は「生成AIを含めたAI技術全般」を、「生成AI」は「生成AI技術」を、「従来型AI」は「生成AI以外のAI技術」を指す。

1．本ワーキンググループの背景等

- **自治体においては**、R6年末時点で**生成AIを「導入済」、「実証実験中」及び「導入検討中（導入予定あり）」の団体は過半数となり、**「人材不足」「正確性への懸念」等の**生成AIの導入・運用に当たっての課題が明らかになってきている。**
- **国においては**、「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律」や「行政の進化と革新のための生成AIの調達・利活用に係るガイドライン」に基づき、AIのガバナンス・推進体制の構築に取り組むことで、**生成AIの利活用促進とリスク管理を表裏一体で進めている。**

2．基本的な考え方及び利用方法

- **生成AIは、知識やスキルを必要とする作業が可能**であり、デジタル技術による単なる作業の代替にとどまらず、仕事の質とスピードを大幅に高め、**飛躍的な業務効率化が期待**される。
- 利用に当たっては、**生成AIの出力結果には誤りが含まれうるといったリスク等にも十分留意した上での柔軟な姿勢**が求められる。
  ex) 生成物を人が必ず確認するルールの設定
  　　生成AIの出力結果であること等を明示した上で公開　等
- 部局共通での利用だけでなく、生成AIの出力結果の精度を上げ、部局の個別の業務での利用を進め、**専門人材の不在やベテラン職員の退職によるノウハウの不足の補完**を期待。
- **従来型AIについても**、引き続き、自治体での**導入促進が重要。**

3．留意事項

（１）ガバナンス確保のための体制構築

- AIの利活用・リスク管理における責任者の明確化は必要。国同様に、**自治体にもCAIOの設置が考えられる。**CAIOを専門的な知見から補佐する**CAIO補佐官は、共同設置での確保等が考えられる。**

（２）要機密情報＊2の取扱い

- **「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を踏まえた上で、要機密情報の入力時に生成AI特有の配慮事項として学習させない仕組みが重要。**法改正等、国の動向を踏まえた対応が必要。

（３）人材育成

- 首長や幹部職員の理解醸成、専門人材と一般の職員の橋渡しを行う職員(DX推進リーダー)、外部機関における研修、職員の基礎的リテラシー向上、**外部人材や教育機関との連携等が重要。**

＊2：「要機密情報」は、同ガイドラインで、自治体機密性２以上に分類される情報。

4．国による支援の方向性

（１）自治体向けガイドラインの策定等

- R6年末時点で生成AI利用におけるガイドラインを未策定の団体は1,004団体にのぼる。「自治体におけるAI活用・導入ガイドブック」を更新し、**生成AIの利用方法や利用における留意事項等の記述を追加し、自治体が作成するガイドラインのひな形として示すことが必要。**

（２）ユースケース等の横展開

- 自治体が効果や導入に当たっての留意点を実感しやすくなるよう、「自治体DX推進参考事例集」等の**掲載事例を拡充・周知すべき。**

（３）国における取扱いの情報提供

- 国の先進的AI利活用アドバイザリーボードの運用で得られた情報など、総務省が**自治体のAI利用において役立つものを提供すべき。**
- 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に盛り込まれた**国によるAIの利活用環境の提供に当たっては、自治体への継続的な意見聴取が望ましい。**

行政の進化と革新のための生成AIの調達・利活用に係るガイドライン（デジタル庁）

（１）ガイドラインの目的・枠組み等

目的：**生成AIの利活用促進とリスク管理を表裏一体で進める**ため、**政府におけるAIの推進・ガバナンス・調達・利活用のあり方**を定めるもの。
対象：**テキスト生成AIを構成要素とするシステム**　※特定秘密や安全保障等の機微情報を扱うシステムは対象外
適用開始時期：**令和７年５月目途に運用開始**。

（２）政府における生成AIの推進・ガバナンス体制の構築

- 比較的**高リスクとなる可能性がある生成AIの利用**であっても、**先進的AI利活用アドバイザリーボード**の各府省への助言や**相談窓口**等の仕組みを通じ、**安全かつ効果的AIプロジェクトとしての実施をサポート**し、先進的生成AIの利活用を促進。　※サプライチェーンリスクも考慮
- 各府省に新たに設置する**AI統括責任者（CAIO）**が、**生成AIの利活用を把握・推進、ガバナンス、リスク管理を総括**。

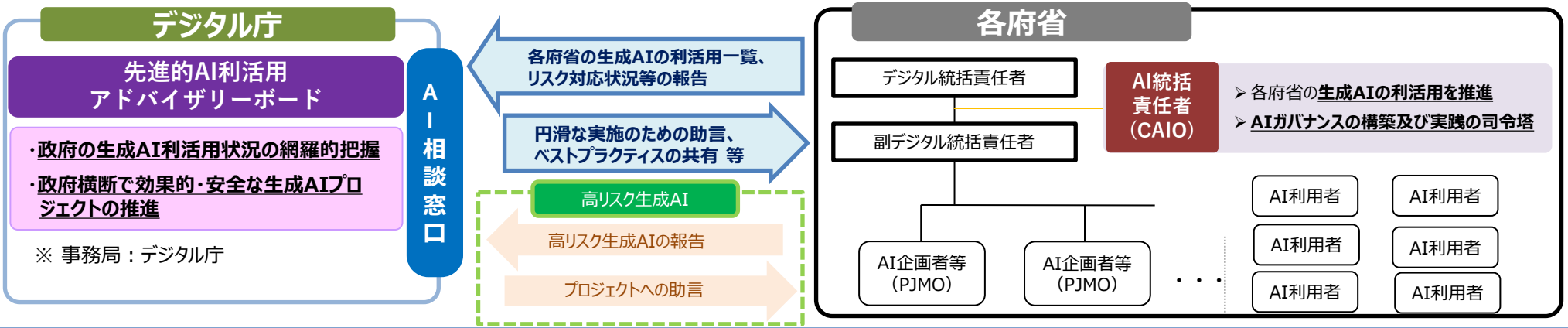

（３）生成AIの調達・利活用ルール

※　各府省生成AIシステムの①AI統括責任者（CAIO）、②企画者、③提供者、④利用者等毎にルールを規定

- AI統括責任者（CAIO）は、各府省の利用者（職員）に向けて**生成AIの利用ルール**を策定。
- 企画者・提供者は、本ガイドラインの**「調達チェックシート」**及び**「契約チェックシート」**を参考にして仕様書作成や事業者との契約等を行うことにより安全かつ品質の高い生成AIシステムの調達を確保。運用開始後も適切な利用や安全性や品質の確保を定期的に検証。
- 提供者及び利用者は**リスクケースが生じた場合、適切に各府省AI統括責任者（CAIO）に報告し、提供者が必要な対応を実施**。先進的AI利活用アドバイザリーボードは各ケースの報告を受け、必要に応じ再発防止策等を検討。

AI利活用における民事責任の在り方に関する研究会（経済産業省）

- AIの普及に伴い、第三者の財産的権利の侵害や、アクチュエータ（駆動装置・作動機構）を通じた物理的な事故等の発生が懸念される中、インシデント発生時の民事責任の所在について検討を進める必要。

現状の課題

①予測可能性の向上

AI利活用に伴う不法行為法・製造物責任法の解釈適用が不明瞭
→利用や開発への萎縮効果

②ガバナンスの実効化

AI事業者ガイドラインと責任論との関係性が明確でない[1]
→ガバナンスが遵守されず、リスクが顕在化する恐れ

③迅速な事故処理

事案の解決に当たり、高度な専門技術的知見が必要
→裁判が長期化し、迅速な事故処理や被害回復が達成されない懸念

検討の方向性

有識者の議論を取り纏めた準則の策定を目指す[2]

- 現行の法令を前提に、AI利活用特有の論点や解釈の方向性を議論
- AI事業者ガイドラインと責任論との関係性も検討
- 関係者に論点の所在及び考え方の指針を提供することで、迅速かつ円滑な事故処理や被害回復に繋げる

1 AI事業者ガイドラインの検討会においても、責任論に関する検討の必要性を指摘する意見が複数寄せられた（総務省・AIネットワーク社会推進会議（第 30 回）AI ガバナンス検討会（第 26 回）、経済産業省・第4回AI事業者ガイドライン検討会）。
2 参考：「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」を改訂しました（METI/経済産業省）